令和4年 第6回九重町農業委員会 議事録

<日 時>:令和4年7月5日(月)13:30~

<場 所>:九重町役場 3階 301会議室

# <出席委員>

### 農業委員

1番: 穴井熱4番: 佐々木清和5番: 佐々木洋子7番: 佐藤栄一8番: 田吹博史9番: 仲摩茂敏10番: 飯田祥治朗11番: 手島政弘

## 推進委員

12番:多田貫綠 17番:高橋賢至 18番:熊谷厚己 19番:田中卓一郎

20番:時松美智雄 23番:田吹正利

## <事務局出席者>

事務局長:吉光泰三 リーダー:若杉美紀 事務員:堤 悠馬

< 開会あいさつ (事務局) > 13時30分~

<委員出欠狀況報告(事務局長)>

 出席委員
 (農業委員):
 8名
 (農地利用最適化推進委員):
 6名

 欠席委員
 (農業委員):
 3名
 (農地利用最適化推進委員):
 6名

#### <会長あいさつ>

#### ■議事

議 長 それでは議事録署名委員につきましては7番委員さんと8番委員さんにお願いをしたいと思いますけど、異議はございませんか。はい、異議なしということでございます。それから携帯をマナーモードか電源を切るかにしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。それでは早速始めたいと思います。報告の第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の1ページをお開き下さい。

報告第13号農地法第3条の3第1項の規定による届出について 報告第13号(番号1)読み上げて説明

議 長 はい、ありがとうございました。次のページに行きます。報告第14 号農地法第18条第6項の規定による届出について説明をお願いいた します。

事 務 局 報告第14号農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第14号(番号1)読み上げて説明

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして次のページの議案第25 号、それでは議案審議に入ります。議案第25号農地法第3条の規定 による許可申請について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 議案第25号農地法第3条の規定による許可申請について 議案第25号(番号1と番号2)読み上げて説明

議 長 はい、ただ今事務局より説明がございました。続きまして番号1番、 2番とあります。番号1番について担当委員さんの説明をお願いいた します。はい、17番高橋さんお願いします。

17番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号2番、担当委員さん。はい、9番仲摩さんお願いします。

9番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。担当委員さんより説明がございました。それでは審議をいたします。質問のある方は挙手をして、名前を言ってからお願いいたします。はい、ありませんか。それでは無いようでしたらこの案件に賛成の方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全員賛成ということで、総会で承認をいたします。

続きまして議案26号農地法第4条の規定による許可申請に対する意 見について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の4ページをお開き下さい。

議案第26号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

議案第26号(番号1と番号2)読み上げて説明

議 長 はい、ありがとうございました。今事務局より説明がございました。 それでは番号1番、2番については担当委員さんより説明をお願いい たします。はい、田吹さんお願いします。

23番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。続きまして番号2番、担当委員さ

ん。はい、田中さんお願いします。

19番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。番号1番、2番について担当委員さんより説明がございました。この案件について質問のある方どうぞお願いいたします。はい、仲摩さんどうぞ。

9 番 委 員 9 番仲摩です。この赤で囲んでいるここの場所のことですか。宿舎。 これ何ですか。○○○小屋と書いてある。

19番推進委員 どんぐり小屋というのは道の右側ですけど、昔の○○モータスのと こ。

9番委員 わかりました。よろしいです。

議 長 そこに宿舎を建てるということですね。

19番推進委員 ○○○○小屋というのは道の右側です。昔の○○モータスなのですけ ど。宿舎を建てる所は左側のハウスがあって、その赤い線でした部分 です。横に駐車場がありますけどその部分です。それの赤で下の写真 でなっているここら辺という感じで。

議 長 宿舎というのは従業員さんの宿舎。

19番推進委員 そうです。

議 長 ああそうですか。今までなかったということ。

19番推進委員 今までなかった。

議 長 従業員さんがここで寝泊まりできるということですね。

19番推進委員 そうですね。

議 長 他にございませんか。無いようでしたらこの議案第26号について賛成の方は挙手をお願いいたしたいと思います。はい、ありがとうございました。全員賛成ということです。この案件については第4条でございますので、県の方に送りたいと思います。続いて次のページ議案第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の5ページをお開き下さい。

議案第27号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見につい て

議案第27号(番号1から番号2)読み上げて説明

議 長 はい、事務局より説明がございました。それでは番号1番、2番とあります。番号1番について担当委員さんより説明をお願いいたします。高橋さんお願いします。

17番推進委員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

議 長 それじゃあ、事務局説明をお願いいたします。

事 務 局

前回の総会で疑問点として上がりました5年間の盛土計画というとこ ろと土羽の分ですね。何もしないのかというところについてなんです が。その後確認を取ったところ5年間の計画というところについては 1年間工事をしていくなかで出た土砂を使って埋め戻しを行っていく というところで、一年当りのおおよその量を出していただきまして、 全体を埋め上げるのに対してまあ約5年程度かかるだろうというとこ ろの見通しが立っているというお話と、土羽については法尻のところ について土嚢を置いて流出等の対策については取りますというところ で返答はあっております。以上になります。

はい、続きまして番号2番。はい、仲摩さんお願いします。 議 長

9 番 委 員 〔担当委員より現地調査の結果を報告〕

長 はい、ありがとうございました。番号1番、2番について今担当委員 議 さんより説明がございました。何かご質問のある方、質問をお願いし ます。

23番推進委員 さっき高橋さんの件ですけど、土嚢でと言うたが、5年も土嚢を置い ていてそのままで大丈夫なのですかね。直射日光さらされて。トンバ ックでもやっぱり劣化があるのでは。

事 務 局 大きさまで聞いてないのですけど。

10番委員 高橋さん、場所はどのあたりですか。

場所はですね、○○工業の真裏位になるのですけども。道としては旧 17番推進委員 道を行きよると神社が上にあるのをご存じですかね。○○神社という のですけど。そこから○○に入って行く道があります。それを右に上 がると高速のインターに行く道に出て左に行くとその高速に。インタ 一に行く道の下をくぐって行くようになります。その下をくぐるとこ ろの直ぐ○○側の方を見てもらうと田が2枚ほどあいていると思いま す。それと今造成を、その高速に行く取り付けの道のちょっと下を今 造成しています。

10番委員 なんか今埋めよるよね、あれとは違うの。

17番推進委員 あれとは違います。

高速を降りてきたら○○のとこで橋を渡るじゃないですか。橋を渡っ 23番推進委員 たら○○さんが作りよった田圃が右側にあったわね。あれの反対側に 左に降りていく作業道みたいなのがあって、その下側でしょう。

いやいや違う、違う。高速に行く道があるじゃないですか。上を通っ 17番推進委員 ているじゃないですか。下を○と言うのですけど。○という所の、ど ういいますかね、そのトンネルみたいになっているのですよ。そこか ら見たときに左側の○○工業に面した部分ですね。

23番推進委員 だから上の橋のバイパスを渡るじゃない。そこの下じゃないの。

17番推進委員 まあ、ざっくり言えばそうなのですけど。

10番委員 あのね、道から見よると造成しよるじゃあないね。

17番推進委員 あそこの下です。

10番委員 あれとは違うの。

17番推進委員 あれとは違います。

10番委員 あれは何しよるとやろう。

17番推進委員 何でしょう。

10番委員 黙って埋めているのかと思って。

17番推進委員 あそこは全然違います。その下の田と田に挟まれた間の2枚ですね。

10番委員 今埋めよる所が田圃じゃないかと思ってね。黙って埋めよるのかなと 思って。それだったらちょっと問題だなと思って。

17番推進委員 今年は田を作っていない。道もないし、その橋の下とこから行けばいけないこともないぐらい。とにかく○○工業、道路の下をくぐった時に一番先の橋から○○工業の方を見たら田圃が2枚ある。そこが言われる所です。だから横にもう一枚田があってその下を川が、○川というのが流れよる。2年前に川が氾濫して牧さんとかあそこの田圃が沈んだ。

10番委員 私が言よるとはね、高速に行く道から見ると、崖のようになっている とこの下をもう向こうから半分ぐらい埋め立てていてね。

17番推進委員 そう、埋めていますね。

10番委員 あれは誰とこに埋めよるかと思って。

議 長 あれは土砂崩れの工事のやつかね。

17番推進委員 いや、違うと思う。

事 務 局 今飯田さんがおっしゃっていました分については平成28年に転用許 可が出て、許可が下りている分になります。

10番委員 出ていると、それならいいけど。あれかなと思って。事前着工しよるとかと思って。

議 長 今埋めよるとそこは。

事務局 そこについてはもう工事は終わっているという所で、そこだとちょっ と足りないので今回の申請が出ているような形になります。

10番委員 同じ人が申請しているとね。まだ半分ぐらいしか埋めてない。

事務局 一応本人の話では終わったということで。

10番委員 終わっとらん。まだ残っている。上から見ると。

事務局長 道の高さまでこないということだと思うのですよね。

10番委員 じゃけど、向こうから半分ぐらい埋めてきている。まだ半分残ってい

る。28年に埋めていれば問題が無いてね。高さは結局どのくらい埋め立てるのかな。

事務局長 なんか今埋めている所位まで上げたいみたいです。

10番委員 あそこまで。

事務局 そうですね。はい。同じ高さになるようにとは。

事務局長 平成28年に○○工業さんが一回転用許可を得て、今道路から斜め下 に見える位までの高さ埋め上げているそうなのですよ。今度もし転用 がかなえばその高さぐらいまで埋め上げておんなじ面積で少し広くし たいという。

18番推進委員 それで何に。

17番推進委員 資材置き場。大体水道工事が主な方で資材を置く場所がないということで。

20番推進委員 ○○石油の息子やね。

17番推進委員 そうです。あそこの高速のインターがある所の上の方に家がある所です。

事務局長 ちょっと、また事務局でどの程度の高さになるかと土嚢は植生土嚢を 使うのかどうかだけ確認をします。

10番委員 ごめんけど、保留にしましょう。

議 長 じゃあ、あの番号2番ちょっと聞きたいのですけど、これ全部の面積 にすると3200㎡ですかね。これ全部その土地を造成するという訳 じゃないですね。○団地という所は。

事務局 結局ですね、最終的な出来上がりとしましては今ある住宅地、○団地 全体を造成しまして宅地として分譲地として使っていくというところ で上がっています。なので、ここ全部土地としては造成をして宅地に なるようにはなっております。そうですね、道路の高さまで一緒にな るということで。

事務局長 多分総合計画のなかで一回、今古くなった〇住宅部分を含めて、全体 を整備し直して区画として販売するというイメージになります。

8 番 委 員 隣近所と家が写っているけど、赤の枠内は分かりますが、隣に家が何 軒かありますよね。この分を了承中かね。その辺はいいと。例えばど ういうのが建つかは分かりませんけど。

事務局長 いえ。この横が○住宅です。家が。

8番委員 これが住宅。

事務局長 かなりもう老朽化しているので一体的に整備をし直すということで。

8番委員 あ、そういうことでいいの。あ、そういうこと。

議 長 ここ一番、非常に利便性が良いので。

事務局長 全体整備のなかで、やっぱりこの用地も繋がりがあるということで今 回計画されたのだと思う。

議 長 他に質問ございませんか。番号1番については副会長の方から再度保留にしたほうが良いのではないかというような意見も出ましたけど、皆様方どうでしょうか。いずれにしても、ここはあと土の問題だろうと思うのですけど。土が十分確保できれば早い段階でもう造成が出来るのではないかというふうに思いますけど。

10番委員 実際現地を見に行って、前28年の時に申請が下りている所も半分し か出来ていない。見に行ってみないと。そしたら、下の段をまたその 高さまで上げるというのは、ものすごく土の量がいるよ。何mか上が るよ。こりゃあ土嚢じゃ。もう一遍見てみないと。

4番委員 農業委員会が行って見て判断しては。

議 長 はい、今そういった意見もありまして番号1番については再度保留。 これ決して反対ではないのですけど、再度やっぱり用心に越したこと はないからですね。もう一度保留ということでいきたいと思いますの で、番号2番についてご質問がなければ賛成の方は挙手をお願いいた します。はい、全員賛成ということで承認されましたのでこれは県の 方に送ります。

続きまして次のページの議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について利用権、これは一応事務局の説明を省きます。番号1番から3番までございます。それぞれ番号の担当委員さんの説明をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いします。それでは番号1番。はい、田中さんお願いします。

19番推進委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

10番委員 補足しますと、一昨年の水害で田圃が川になったとこです。それが激 甚災害にかけてやっと田圃になって、だからその一昨年の、以前貸し ていました。だけど解約、田圃にならんということで解約して、また 再度ここで設定という形で。以前ここを作っていました。再設定なの です。

議 長 はい、番号2番については再設定ということで、今日は二人とも欠席 ということで。それでは番号3番。はい、佐藤さん。

7番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、わかりました。一応担当委員さんの方から説明ございました。 何か質問があればどうぞ挙手をしてお願いいたします。ございません か。はい、無いようでしたらこの議案28号について承認される方は 挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございました。全員賛成 ということで承認をします。続きまして議案第29号非農地証明願い について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 議案書の7ページをお開き下さい。

議案第29号非農地証明願について

議案第29号(番号1番)読み上げて説明

議 長 はい、ただ今事務局より説明がございました。担当委員さんの説明を お願いいたします。はい、仲摩さんお願いします。

9番委員 [担当委員より現地調査の結果を報告]

議 長 はい、ありがとうございました。今担当委員さんより説明がございま した。災害復旧で造成が終わったような状況になっております。何か ご質問等があれば。はい、佐々木さん。

4番委員 元に戻っていれば非農地証明出さなくても畑になりませんか。

9番委員 畑にというより、もうバラスで。

4 番委員 バラスになっている。土をもってくればいいのに。

18番推進委員 災害にあったとこは農地でも申請すれば非農地は可能じゃないの。

議 長 事務局何か返答。

事 務 局 実際の現状が耕作出来るか出来ないかというところになるかと思います。被災を受けていても、たとえば一部だけとかであって、そこを切り取ったような形にしてなかで畑とか作れるようでしたら農地として見ることも可能ですし、今回みたいに工事、埋め上げをしないとどうしても直らないという状況でして、こういうふうに埋め上げてしまって、土でなくバラスを入れてしまった状況でしたら耕作としては難しいというところで今回非農地申請を頂いているような形にはなっております。

8 番 委 員 災害復旧ということは元の状態に戻すということですよね。基本的に は。農地でやられた、災害は農地、農地に災害復旧するということじ ゃないかね。私はそげえ理解している。

事務局長 農地の災害復旧でないで護岸の災害復旧をしたのではないか。

議 長 一昨年の七月の水害の時に、この辺は水が上がってきて、私も水害の後、私も仲摩さんもここを〇〇〇〇さんが造成するということで、そこを現地確認に行った時ですね、もう確かにそこは以前畑だったけど、もうバラスや土砂が入ってきて耕作できんからということでそのままにしておった訳です。ですからまあ申請はその当時にね。その時点で非農地証明願を出していれば別に問題なかったけど。ただ今こうしてちゃんと提示されると、佐々木さんじゃないけど、上土を持ってくりゃあまた農地になるのではないか。そうしたことになってくるか

ら、逆にこういうふうに整理する前に現状の荒れたまんま申請すれば 確かにもうすんなり承認されると思うのですよ。ただこれを見ると ね。もったいないという気がするわね。

8 番 委 員 この現状で言うとね。そうなるかもしれんけど。災害復旧ということ でね。復旧と言うことは元に戻すということですよね。そこをね。

議 長 課長どうぞ。

事務局長 上の写真が災害当時の写真で青くなった部分が仮復旧の状態で下の写真は右側のちょっとコンクリが見えるぐらいが当初の高さだったそうです。災害にあった関係で護岸を嵩上して、斜めに法を切って植生をしたのでえらい立派な土地になったみたいです。ですから会長が言われたように被災の段階で、もう農地に復旧する意思がなければ、農業委員会の方にお話を持ってきてれば、逆にもうどうしようもないねということでの理解を頂けたかと思うのですが。本人さんが言うように、まだよいと周辺の方に言われたと言って、終わるまで待っていての非農地証明願という形になったので。そういった部分は今後も農業委員会の方もそういう申請者の方にはもう状況が厳しくて農地に戻せないという時点で申請を出していただけるようにというお話はしていきたいというふうに思います。

9 番 委 員 ○○さんの方には今事務局長が言ったようにもう早く出さんと始末書 もんですよ。こういう工事状況で圃場がそういうふうになったから。 もう今回仕方がないけど。本来はこれ始末書書いて出さんと通りませんよと。

23番推進委員 これはだけど上の写真ではかなり砂が入っていますね。赤で囲んでいるとこに。

議 長 入っている。それは間違いない。私たちも、一昨年ね。

10番委員 ○○トンネルの向こう、○○○入り口の向こう側を非農地にしました ね。あの状態ですよ。あれで申請していれば通っている訳です。

23番推進委員 先にこの状態で、上の状態で申請していたら別段、まあ今回は儀礼上 始末書ということで。

10番委員 熊谷さん、言いたいことはそこよ。あんたの管轄地でもあろうが。

18番推進委員 どこね。

10番委員 崩れとってとても非農地にならないと仕方がない所があるよね。

18番推進委員 なんぼでもあるわね。

10番委員 そういうところは早く申請しないと、工事をした後ではこういうふう な問題になって来る。

4番委員 現状、こういうふうになっているから前出していればいい。今度はこ

うなっている。農業委員会は現状を見て判断するからね。前を見て判断するのじゃあない。農業委員会はそれを見てどう判断するか。けど、まあ皆さんが、皆さんがもう現状を知っているからそこまで言ってもどうか。

10番委員 各農業委員さんがそういう現状を見たとき早めに上げてくれと。

9番委員 本人にもその旨言いました。

議 長 仲摩委員さんが言っても、言うことを聞かなかったというから。

23番推進委員 事後処理よね。これ早く言ったら。

す。お疲れ様でした。

議 長 まあそういうとこでございます。いずれにしても過去にこういった水 害等があれば当然こういう状況があちこちで見受けられると思います。そうなった時にはもう間違いなく農地として復旧は無理であろうといった所は早めにそういったアドバイスを地主さんにしてもらえれば、すんなりと非農地として認められる。そしてまたそこは農地として一応データから消えます。また農地パトロールやそういう時に、そういった関連もございますので、そういった時には絶対そういったアドバイスをして下さい。それじゃあ、この案件について、非農地証明願について承認される方は挙手をお願いいたします。はい、全員賛成ということで承認されました。以上で今回の案件はこれで終わりま